

令和 3 年 2 月 10 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和3年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日（水）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 301号室

3. 出席委員（農業委員7名 計7名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	欠席

4. 欠席委員

穴井千年委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第 3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第 4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について

第 5 議案第1号番号4 農地法第3条の規定による許可申請について

第 6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第 7 議案第3号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号2 よる農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮崎 智幸

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和3年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名、欠席委員は1名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番石松雄平委員、4番飯沼由彦委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の1ページをお開きください。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年2月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案書の1ページをお開きください。土地の所在は、大字上田字〇〇〇〇番地です。地目は登記簿、田、現況、田、面積は215㎡です。権利の種別は、3条の有償移転となります。譲り渡し人

と譲り受け人は記載の通りです。申請事由としましては、経営規模拡大を目的とする所有権移転となります。備考欄に対価が記載されています。詳しくは別冊資料1の農地法第3条の規定による許可申請書をご覧ください。1 ページが許可申請書の写しです。2 ページが現に所有する農地面積が記載されております。田んぼが5,202㎡で畑が1,394㎡合わせて6,596㎡となっております。3 ページには作付け状況と農機具の保有状況が記載されております。作付けにつきましては、水稻が5,202㎡大根、白菜等の自家用が1,609㎡となっております。機械の所有はトラクター1台、軽トラ1台です。5 ページと6 ページが、周辺地域との関係と地域との役割分担が記載されております。7 ページが登記簿謄本の写しです。所有権移転に伴う障害となる権利関係はございません。8 ページが位置図になります。国道〇〇号線の上田〇〇に向かい〇〇の信号を過ぎた右手の方になります。9 ページが字図で、10 ページが航空写真となります。11 ページが農業委員さんとの現地立会の時の写真となります。12 ページに確認書が付けてあります。内容的に効率的に耕作する事の要件、農作業の従事要件、現面積、地域との調和要件全てクリアできております。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、飯沼由彦委員から報告をお願いします。

4 番 2月3日に私と、松岡会長、事務局2名とで現地の確認に行きました。申請地は、耕作がされていなかった農地でしたが、現在は、耕作ができる状態になっておりました。報告は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 この土地に水路はありますか。畑として利用するのですか。

事務局 長 もともと登記簿上は田になっておりますし、隣接する土地は土地改良事業ができております。確認はしていませんが、水はあったのだらうと思います。今回は、3条の農地の売買での有償移転となっておりますので、畑として利用する予定になっております。

1 番 ○○さんは、残っている農地はありますか。

事務局長 議案書の中の譲り渡し人の経営面積は107.5aになっております。

1 番 はい。わかりました。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案の通り決定しました。

議長 日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の1ページをお開きください。議案第1号番号2です。土地の所在は、大字西里字○○○○番地と○○番地の2筆です。地目は登記簿、田、現況、田で2筆合計面積が3,510㎡になります。権利の種別は3条の有償移転になります。譲り渡し人と、譲り受け人は記載の通りです。申請事由としては、農業経営の開始を目的とする所有権移転です。備考欄には、対価が記載されております。詳しくは、別冊資料1の13ページをお開きください。13ページが許可申請書です。14ページが自作地の所有面積が記載されていますが、現在のところ自己所有地はありません。借入地も含めて現在ありません。続きまして15ページが作付け予定と農機具の保有状況が記載されています。作付け予定としましては、水稻、ブルーベリーとなっております。農機具の保有状況は、軽トラ1台で、トラクター、田植え機は、リースとなっております。17ページと18ページには周辺地域との関係と役割分担が記載されております。それから、19ページと20ページが営農計画書で、新規での営農者という事で計画書を出しております。先ほど言いましたように申請地につきましては、

水稲、ブルーベリーを作付け予定です。20 ページに労働力の状況としましては、2 名で作付けするような計画です。水稲につきましては、過去に上田の方で作付けの実績があるという事を聞いております。販売流通としましては、JA 阿蘇となっております。21 ページから 24 ページには土地登記簿謄本の写しが付けてあります。所有権移転に伴う障害となる権利関係はございません。25 ページが位置図です。〇〇の集落から〇〇抜ける町道に〇〇があるんですけど、そこから左に入ってしまったところにあります。それから 27 ページに字図、28 ページが航空写真です。29 ページが委員さんとの現地立会時の写真です。この田んぼについては、長年に渡って作付けされていない状況で、かなり荒れていたのですが、今回作付けするという事できれいに整備されていまして、耕起まで行っている状況になっておりました。最後 30 ページに確認書を付けてあります。全部効率利用する要件、常時従事する要件、下限面積は今回初めてで、30a を超えていますので要件は、クリアできております。それから地域人たちとの調和条件も全て要件はクリアできております。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、佐藤仲子委員から報告をお願いします。

6 番 　　2月3日に事務局2名と穴井委員と4名で現地確認に行きました。先ほど事務局が説明されたように去年までは、現地は荒れていましたが、今回きれいに草刈りされ、土地も整理されていきました。向こう岸の田んぼの方は川の所の関とかが少し壊れていましたが、ブルーベリーを植えるという計画という事なので、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 　　質問ではないのですが、前の案件と今回の案件では、金額が半分以下なので場所によっては、ここまで金額の差が出るのかと思ひまして。

議 長 費用のことですか。

5 番 はい、売買金額がですね。場所がいい所と山田では、こんなに金額が違うのですね。金額だけのことなのでいいです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案の通り決定しました。

議 長 日程第4 議案第1号番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 同じく議案書の1ページをお開きください。議案第1号番号3です。土地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、〇〇番地の3筆です。土地の地目は登記簿、田、現況、田で最後の〇〇番地だけが登記簿、畑になっております。土地の面積は、3筆合計で、3,486㎡です。権利の種別は3条の無償移転となります。譲り渡し人と譲り受け人は記載の通りです。申請事由としましては、経営規模拡大を目的とする所有権移転となります。詳しくは別冊資料1の31ページをお開きください。31ページが許可申請書になります。32ページに現に有する農地面積が記載されております。所有分についてはありません。下段の方の借入地が田んぼ21,734㎡で、畑が6,240㎡で合計農地面積が27,974㎡になります。借入については、親から借入しています。33ページには作付け状況と農機具の保有状況が記載されています。作付けにつきましては、水稻とハウレンソウ等になっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン、運搬機、肥料散布機となっております。続きましては35ページ、36ページに周辺地域との関係と地域との役割分担の状況が記載されております。37ページから39ページには土地登記簿謄本の写しが付けてあります。所有権移転に伴う障害となる権利関係はございません。以下40ページが位置図になります。場所は〇〇

の集落から河川沿いの右に入って行くところになります。この地区は基盤整備済みです。41 ページが字図です。42 ページが申請地の航空写真です。43 ページが委員さんとの現地立会時の写真です。最後 44 ページに確認書を付けてあります。譲り受け人の要件は全てクリアできております。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、佐藤仲子委員から報告をお願いします。

6 番 　　2月3日にみんなで現地確認に行きました。現在譲受人本人が何年か耕作されていますので、これまで同様の利用の為、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 　　ここは、〇〇の橋の所から右に行った場所ですね。

1 番 　　〇〇さんの経営面積が議案書では 220.7a になっていますけれども、別冊資料の 32 ページには 27,974 m²になっていますけれどもどうしてですか。

事務局 長 　　少々お待ちください。議案書の数字を 32 ページの許可申請の数字 220.7a を 279.7a に訂正してください。申し訳ありませんでした。

2 番 　　これは、無償移転になっていますが、何か変更があったのですか。親子関係なのですか。

事務局 長 　　はい、親戚関係になりまして、譲り渡し人と譲り受け人との関係が〇〇という関係になります。

議 長 　　それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 3 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案の通り決定しました。

議長 日程第5 議案第1号番号4「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の2ページをお開きください。議案第1号番号4です。土地の所在は、大字西里字〇〇〇〇番地の1筆です。地目は登記簿、田、現況、田、面積が2,416㎡です。権利の種別は3条の無償移転となります。譲り渡し人と譲り受け人は記載の通りです。申請事由としましては経営規模拡大を目的とする所有権移転となります。この議案については先ほどの番号3に隣接する場所となります。譲受人につきましても、番号3と同じ方になります。譲り渡し人は、今回番号3の〇〇となります。詳しくは別冊資料1の45ページをお開きください。45ページが許可申請書になります。譲受人が先ほどと同じ方なので、46ページから50ページまでは、省略させていただきます。51ページが土地登記簿謄本の写しです。52ページに位置図、53ページに字図が付けてあります。先ほどの番号3の隣になります。54ページが航空写真、55ページが委員さんとの現地立会時の写真です。56ページには確認書を付けてあります。要件は、全てクリアできております。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、佐藤仲子委員から報告をお願いします。

6番 先ほどの3番の議案と一緒に現地確認をしましたけれども、譲受人が番号3と同じなので何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1番 これは無償という事ですが、贈与税とかは関係ないのですか。

事務局長 通常、贈与税関係は評価額に対して、基礎控除額が 110 万円の控除がありますので、評価額に対して、例えば 100 万円を取り引きされた場合 10 分の 1 となります。今回の場合は税金がかかることはないと思います。

1 番 はい。わかりました。

事務局長 それと譲受人につきましては、これまでも経営基盤強化法での貸し借りで水稻を作付けしていました。所有権移転して同じように水稻を作付けする計画です。

議長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 4 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 4 は原案の通り決定しました。

議長 次に、日程第 6 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の 3 ページをお開きください。「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 3 年 2 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 2 号番号 1 です。土地の所在は、大字上田字〇〇〇〇番地です。土地の地目は登記簿、原野、現況、畑、面積は、38,776 m²のうち 2,878.8 m²です。申請人は記載の通りです。転用目的は、肉用馬の放牧を行うために施設が必要でパドック、治療房、堆肥場等です。詳しくは、別冊資料 1 の 57 ページをお開きください。57 ページが農地法第 4 条の規定による許可申請書の写しです。59 ページが事業計画書となっており、事業計画書を読んでもみます。土地の選定理由としては、第 3 項に記載の肉用馬の肥育を行うにあたり、大型トラックによる馬及び資材・飼料等

の搬入・搬出が比較的容易に行える場所であり、下流域への影響も極めて小さい事等、所有地の内で最も適した場所であると判断し選定しました。事業の目的及び必要性としましては、事業計画概要に記載の馬肥育を行うにあたり、体調管理や品質向上のため、一定期間囲い込むためのパドック等の施設が必要となるため、当該土地の一角を造成し設置したいと思っております。計画概要としましては、小国町大字上田字〇〇及び上田字〇〇、北里字〇〇の所有地において約63haのエリアで今後肉用馬の肥育を計画しています。基本は放牧により行いますが、体調管理や品質向上のため一定期間囲い込むパドック等の施設が必要になるため、土地の一角を造成し治療小屋、堆肥場を設置したいと思っております。40から50頭の馬搬入を想定し、1頭あたり最低40㎡必要になるため囲い込みパドックの広さを2,000㎡以上確保しています。1歳を過ぎた馬を北海道より搬入し約1年半から2年程度の肥育期間を経て、熊本小国産馬として販売を目指します。という事で面積については先ほど言いましたように2,878.8㎡転用するという事になっています。その下に内訳が書いてありますようにパドックが2,194.2㎡、給餌用作業道が88.1㎡、トラック搬入出道路が240.3㎡、管理用道路が208.6㎡、建築物（治療房）が48㎡、工作物（堆肥場）が18㎡、設備（排水溝）が22.7㎡、汚水溜めが58.9㎡で合計面積2,878.8㎡を転用するものです。以下省略をいたします。それから60ページの6番の方に資金計画としましてこういった内容でこの金額を予定されています。それから61ページから62ページが土地登記簿謄本の写しです。転用関係で障害となる権利関係はございません。63ページが位置図になっております。〇〇から一番山頂に向かって上がっていったところです。64ページが字図です。65ページが求積図と配置図になっております。66ページが横断面図位置図です。67ページが断面図となります。A-A'断面、B-B'断面、C-C'断面、D-D'断面、断面図が一応書いてありますけれども、現況をほとんど触らないような形での計画となっております。68ページが再度配置図になっています。69ページが排水の計画書となっています。70ページからそれぞれの施設の詳細図が74ページまであります。75ページがこの施設に関係する資金計画の見積もりが書いてあります。76ページが資金の裏付資料が付けてあります。77ページが航空写真です。

78 ページが委員さんとの現地立会の写真です。最後に 79 ページが確認書となっております。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員から報告をお願いします。

4 番 2月3日に私と松岡会長と事務局2名で現地を確認に行きました。現地の写真と同じようにすでに牧柵がされている状態で、周辺一帯も転用者の所有地になっていますので、他の営農者たちには影響はないと思います。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 ここは、前の場所と同じですか。

事 務 局 少し違いますね。

事 務 局 長 以前同じように馬を飼っていた部分は北里で谷が1つ違います。位置的には前回の場所と一体的に繋がっている場所です。

5 番 はい、わかりました。

1 番 一応、計画の内容を見ましたが転用しなければいけない部分は、建築物の治療房と堆肥場位だと思いますが、それ以外の道路とかもこのように申請をしなくてはいけないのですか。

事 務 局 長 パドック部分的につきましては、実際に碎石を敷こんで固める作業と、通路関係については碎石を入れて固めるので農地として利用できなくなる状況になります。その部分を含めて転用するという事で処理をします。

議 長 それでは、採決いたします。議案第2号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第7 議案第3号番号1から番号2「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員と〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員、〇〇委員 退室)

議長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の5ページをお開きください。「農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」(利用権貸借)農地経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年2月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第3号番号1です。土地の所在は、大字下城字〇〇〇〇、〇〇、〇〇番地の3筆です。土地の地目は登記簿、畑、現況、畑、面積は3筆合計で1,931㎡です。内容としては、新規になります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、野菜、期間は5年、賃貸借料は記載の通りです。

続きまして番号2です。土地の所在は、大字下城字〇〇〇〇番地、地目は登記簿、畑、現況、畑、土地の面積は、3,626㎡と、大字下城字〇〇〇〇番地、地目は登記簿、畑、現況、畑、面積は、4,442㎡で、2筆合計面積が8,068㎡になります。内容としましては再設定となります。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者につきましては、下記の通りです。利用目的は、野菜、期間は5年、賃貸借料は記載の通りです。詳細につきましては、別冊資料の81ページ、82ページに記載されています。設定を受ける者の要件、農地を全て効率的に耕作する事、農作業に常時従事する事の要件はクリアできております。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明
について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第3号番号1から番号2の
原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号番号1から番号2の原案につ
いて同意することを決定します。

※決定後波多野が〇〇委員と〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員、〇〇委員 入場)

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第2回総会
を閉会致します。

令和3年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

1 番

4 番